

第6 警察活動を支える基盤の整備（警務）

1 人的基盤の強化（警務）

- (1) 警察官の増員等（警務）
 - ア 警察官の増員（警務）
 - イ 交番相談員の体制の確保（地域）
- (2) 現場執行力の強化に向けた教養・訓練の推進（教養）
 - ア 実戦的総合訓練の推進（教養）
 - イ 指導体制の充実・整備による職務質問技能の向上（地域）
 - ウ 執行力を備えた若手地域警察官の育成（地域）
 - エ 柔道・剣道等術科訓練の充実強化（教養）
 - オ 若手専務員育成制度の効果的運用（教養）
 - カ 特殊事件の捜査技術向上に向けた実戦的訓練の反復実施（捜一）
- (3) 人事交流の推進（警務）
 - ア 警察庁、都道府県警察等との人事交流の推進（警務）
 - イ 職務質問技能指導制度に基づく短期派遣研修等の実施（地域・通指）
 - ウ 検察庁研修の実施及び勉強会の開催（刑企）
- (4) 士気高揚のための適正な評価・処遇等（警務）
 - ア 職員の勤務成績を踏まえた給与処遇への反映（警務）
 - イ ライフサイクルプラン作成の支援と生活相談の利用促進（厚生）
 - ウ 病気休暇及び病気休職に係る通算制度の運用（警務）
 - エ 大量退職期における適正な昇任管理（警務）
 - オ 適時適切な表彰の実施（監察・関係各課）
 - カ 訟務事案への的確な対応（監察）
- (5) 優秀な人材の確保（警務）
 - ア 積極的な採用募集活動の推進（警務）
 - イ 資質を重視した採用の推進（警務）
 - ウ 専門的知識、技能等を有する者の採用の推進（警務）
- (6) 組織的な健康管理対策の推進（厚生）
 - ア こころの健康づくりや生活習慣病対策の推進（厚生）
 - イ 過重勤務による健康障害防止対策の推進（厚生）

2 物的基盤の強化（警務）

- (1) 治安関係施設等の整備（会計）
 - ア 計画的な警察署等建て替え整備の推進（会計・地域）
 - イ 警察職員宿舍の計画的な整備（厚生・会計）
- (2) 現場執行力の強化に向けた装備資機材等の開発及び整備（警務）
 - ア 最前線車両の整備と機能の高度化（警務・機捜）
 - イ 現場対応装備資機材の整備（警務）
 - ウ 現場の声を活かした装備資機材の開発及び実用化（警務）
- (3) 警察の情報通信システムの整備（情管）
 - ア 利用者ニーズに基づく実効ある情報システムの構築（情管）
 - イ 情報システム利用者に対する実践的な教養の推進（情管）
 - ウ 地域警察デジタル無線システムの整備（通指・地域）
 - エ 機動警察通信隊との効果的な連携（通指・地域・捜一・備一・備二）
 - オ 通信指令システムの強化（再掲）（通指）
 - カ ヘリテレシステムの効果的な運用（地域・通指・捜一・交規・備一・備二）

3 変化する社会情勢への対応（警務）

- (1) 新たな警察事象等に対応可能な組織の構築と運営（警務）
 - ア 時代のニーズに即応可能な組織の構築（警務）
 - イ 効果的かつ効率的な組織運営のための大綱方針に関する調査研究（警務）
 - ウ 治安情勢等を踏まえた交番・駐在所の再編整備（地域）
 - エ 交番相談員の効果的な運用（地域）
- (2) 治安情勢の変化に応じた有効な捜査手法等の検討（刑企）
 - ア 多角的な証拠の分析に基づく新たな捜査手法の展開（刑企）
 - イ 証拠物件等管理システム（仮称）の構築（刑企）
- (3) 司法制度改革等への的確な対応（刑企）
 - ア 裁判員裁判への的確な対応（刑企）
 - イ 取調べ適正化の推進（刑企・総務）
 - ウ 適正な留置業務の推進（監察）

第6 警察活動を支える基盤の整備

課題目標（主指標）：警察官採用競争倍率							
	(現状・H21年度)	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
目標値	(4.1倍)	6.2倍	6.9倍	7.6倍	8.3倍	9.0倍	9.7倍

施策目標（副指標）：職務質問技能指導班による指導回数							
	(現状・H21年度)	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
目標値	(112回)	114回	114回	114回	114回	114回	114回

施策目標（副指標）：実戦的総合訓練の実施回数							
	(現状・H21年度)	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
目標値	(153回)	200回	300回	450回	450回	450回	450回

施策目標（副指標）：交番・駐在所の整備地区数							
	(現状・H21年度)	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
目標値	(4地区)	4地区	4地区	2地区	2地区	2地区	2地区

施策目標（副指標）：交番・駐在所施設の充実度(相談室・来訪者用トイレ)（累計）							
	(現状・H21年度)	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
目標値	(33.5%)	—	38.8%	39.8%	40.8%	41.8%	42.8%

平成23年12月時点修正

三重県総合計画「県民しあわせプラン第二次戦略計画」の終了に伴い、施策目標「治安拠点の重要整備地区数（累計）」について、治安拠点を明確するため、「交番・駐在所の整備地区数」とするとともに、整備地区数を累計から単年度表記に変更した。

また、施策目標「交番・駐在所の充実度（相談室・バリアフリー）」を「交番・駐在所施設（相談室・来訪者用トイレ）」に変更した。

1 人的基盤の強化

県内の刑法犯認知件数は、平成14年をピークとして減少傾向にあるものの、平成初期と比べ、依然として高水準にある。

しかし、警察官の大量退職期が到来している中、警察官の大規模な増員が見込めない情勢にもあり、警察力を強化していく上において、優秀かつ適性を有する人材を確保することが求められている。また、若手警察官にあっては、あらゆる警察活動に的確に対処できるよう、伝承教養、実践的訓練等により早期に育成していく必要がある。

(1) 警察官の増員等

ア 警察官の増員

公務員定員削減という現状の中、治安情勢の変化に対応するため、現定員の合理化・再配置を原則とするが、緊急に手当てが必要な治安対策上の課題に対し、的確に対応するため、真に必要な定員を知事部局と調整の上、県議会の議決を得て確保していく。

【現状と課題】

平成14年には、刑法犯認知件数が過去最高を記録し、危険水域に達した治安情

勢を受け、警察庁では、緊急治安対策プログラムを策定するとともに、平成14年度以降二度の1万人増員（平成13年度から平成15年度、平成16年度から平成19年度）に加え、平成21年度、平成22年度及び平成23年度に地方警察官増員を実施した。

こうした地方警察官増員及び県内の治安情勢を踏まえ、本県警察では、これまで、

- ・ 平成14年度 90人
- ・ 平成15年度 60人
- ・ 平成16年度 45人
- ・ 平成17年度 70人
- ・ 平成18年度 60人
- ・ 平成19年度 50人（実質36人（注1））
- ・ 平成20年度 0人（全国増員0人）
- ・ 平成21年度 16人
- ・ 平成22年度 11人
- ・ 平成23年度 3人

の計391人の警察官を増員し、警察活動の人的基盤の強化を図ってきた。

この間、本県における警察官1人当たりの負担人口は、717人（平成13年度）から620人（平成23年度）に減少したものの、全国平均505人（注2）を大きく上回っており、刻々と変化する犯罪情勢等への的確に対応していくためには、いまだ十分な人的基盤が確立できたとはいえない。

（注1）平成9年度から平成18年度までの「来日外国人犯罪対策」としての時限（10年間）増員14人が減員となった。

（注2）警察官1人当たりの負担人口等の状況

	警 察 官 条例定員	警察官1人当たりの負担人口		
		三 重 県	全国平均	全国順位
平成13年度	2,626人	717人	551人	5位
平成14年度	2,716人	693人	541人	8位
平成15年度	2,776人	678人	533人	8位
平成16年度	2,821人	667人	527人	8位
平成17年度	2,891人	650人	520人	8位
平成18年度	2,951人	637人	513人	8位
平成19年度	2,987人	629人	511人	9位
平成20年度	2,987人	629人	511人	10位
平成21年度	3,003人	625人	509人	11位
平成22年度	3,014人	622人	507人	11位
平成23年度	3,017人	620人	505人	10位

※ 1人当たりの負担人口は、政令定員（地方警務官を含む。）に基づく。

【推進方針】

今後も変化する犯罪情勢等への的確に対応していくため、現定員の再配置を原則

としてスクラップ・アンド・ビルドを徹底していくこととする。

また、警察庁による地方警察官の増員要求状況も踏まえ、緊急に手当てが必要な治安対策上の課題に対処するための人員については、所定の手続を経て積極的に確保していく。

イ 交番相談員の体制の確保

【現状と課題】

本県警察の交番相談員は、平成6年4月、4交番4人からスタートし、以降、各地域の治安情勢、警察官の活動実態等に応じて順次増員を図り、平成20年4月に全ての交番に対し1人を配置して、警察官の街頭活動時における相談、届出等への適切な対応に努めている。

しかし、一部の交番では、地域住民から交番の不在時間における対応を求める要望が寄せられるなど、いまだに交番における不在時間帯の体制確保が必要な地域があることから、引き続き、必要な体制を確保の上、交番機能の更なる充実を図る必要がある。

《交番相談員の配置（増員）状況》

- ・ 平成19年度 ～ 47人（増員15人）／57交番
- ・ 平成20年度 ～ 57人（増員10人）／57交番
- ・ 平成21年度 ～ 58人（増員1人）／58交番
- ・ 平成22年度 ～ 58人（増員0人）／58交番
- ・ 平成23年度 ～ 58人（増員0人）／58交番

【推進方針】

地域の治安情勢、観光地等の地域の特性、交番勤務員の体制等を総合的に勘案し、交番相談員の体制の充実が必要な地域を重点に、勤務時間帯や職務範囲等について不断の検証を行い、より効果的な運用を図る。

また、全ての交番に交番相談員を確保するとともに、情勢の変化に応じて、必要な体制の強化について検討していく。

(2) 現場執行力の強化に向けた教養・訓練の推進

大量退職・大量採用期において、知識・経験豊富なベテラン警察官の退職により、第一線警察の執行力の低下が懸念され、若手警察官の早期戦力化が求められている。

また、第一線警察の職務執行を取り巻く環境が悪化している中で、幹部は指揮官として、困難な事態であっても的確に指揮する能力が求められている。

こうした情勢の中、県民に信頼される強じんな現場執行力を確保するため、教養・訓練を効果的に推進する。

ア 実戦的総合訓練の推進

【現状と課題】

若手警察官、捜査実務経験の少ない幹部等に対して、刻々と変化する状況の中で現場対応措置、事件捜査指揮等を体験させる実戦的総合訓練を反復実施することは、現場執行力の強化に向けて大きな効果がある。

実戦的総合訓練を効果的に実施するため、警察本部及び各警察署にプロジェクトチームを設置し、訓練想定を作成、訓練結果の検証等に参画させるなど、組織

横断的な指導体制を確立している。

また、警務部教養課から各警察署に訓練実施マニュアルや想定事例集等を配布して訓練の実施を推進し、実施結果に対する報告を求めて実施状況の集約と検証を行っている。

しかし、所属間や個人間で取組状況に格差が認められるほか、訓練で用いる想定事案が過去の教訓とすべき事案等を踏まえたものとなっていない場合や、訓練指導者による指導も抽象的な内容にとどまり、訓練対象者にとって理解が困難な場合があるなど、訓練推進上の問題点が認められる。

【推進方針】

業務多忙な第一線警察において、教養や訓練に多くの時間を費やすことは困難であることから、実戦的総合訓練を効果的かつ効率的に実施できる環境づくりに努める。

また、実戦的総合訓練が、若手警察官の早期戦力化や幹部の指揮能力の強化に資するものになっているか、訓練対象者の視点で検証し、訓練内容の改善・充実を図る。

なお、年度末には、各警察署に対する実戦的総合訓練点検を実施することにより、訓練への積極的な取組を推進するとともに、訓練実施状況と練度の検証を行う。

イ 指導体制の充実・整備による職務質問技能の向上

【現状と課題】

地域警察官は、地域住民に最も身近なところで昼夜を分かたず様々な警察事象に即応する活動を行っている。中でも、地域警察官の職務質問は、犯罪の検挙と抑止に大きな効果を発揮することから、職務質問技能の向上を目的とした研修・訓練を積極的に実施している。

しかし、警察事象の多様化・スピード化、組織内の急速な世代交代など、警察を取り巻く諸情勢が変化しており、若手地域警察官を中心とした職務質問技能向上のための指導体制の一層の充実・整備を図る必要がある。

【推進方針】

質の高い職務質問による犯罪の検挙と犯罪の抑止効果により、県民の体感治安の向上を図るため、長期的な視点に立った優秀な指導者を育成するための研修会等を開催する。

また、若手地域警察官を対象とした同行指導、研修会等の実戦的な教養を計画的に推進する。

ウ 執行力を備えた若手地域警察官の育成

【現状と課題】

組織の世代交代が急速に進む中で、地域警察部門においても知識・経験の豊富なベテラン警察官が退職し、採用後間もない若手警察官の比率が高まり、現場警察官の執行力の低下が懸念されている。

県民に信頼される精強な第一線警察を構築するためには、若手地域警察官の早期戦力化が喫緊の課題となっている。

【推進方針】

若手地域警察官の早期戦力化を図るためには、指導能力と熱意のある幹部が必要であり、各級幹部に対する研修会等の教養を推進する。

また、若手地域警察官に対して、現場対応措置能力向上を目指した実戦的総合訓練を始め、捜査書類作成能力及び事件処理能力向上のための各種教養や逮捕術等の術科訓練を計画的に推進する。

エ 柔道・剣道等術科訓練の充実強化

【現状と課題】

現場執行力の基盤を形成する術科訓練については、第一線で職務執行に当たる全ての警察官を対象とした取組を強化し、犯罪に毅然と立ち向かう気概を養うとともに、いかなる事件に遭遇しても犯人を早期に制圧、逮捕し、被害を最小限に抑えるための技能等を修得させることが喫緊の課題となっている。

こうした中、各術科（柔道、剣道、逮捕術、拳銃銃及び救急法）について、訓練目標を定め、警察官一人一人の訓練実施状況を組織的に把握・管理している。

また、年度始めには、各所属の各術科指導員を招集して、指導技法に対する研修会を開催している。

しかし、所属間や個人間で取組状況に温度差が認められるほか、各所属の術科指導員の力量にも格差がある。

【推進方針】

柔道及び剣道については、逮捕術の基本的術技であるとともに、第一線の職務執行に必要な精神力と体力を養成するために必要不可欠な術科であることから、各所属の「術科の日」等における恒常的な訓練を推進する。

また、最近の警察官に対する公務執行妨害事案の発生状況を見ると、現場臨場した警察官が、犯人の攻撃を予期しにくい局面において、いきなり刃物等の凶器で襲撃される事例が散見される。これらの事例を踏まえ、全警察官を対象に、約束動作に陥らない総合術科訓練を積極的に推進し、職務執行に際して常に起こり得る最悪の事態に備える危機意識を堅持させるとともに、いかなる事件にも的確に対処し得る能力を修得させる。

さらに、本部術科指導員の巡回指導により、各所属における術科訓練実施状況を検証するとともに、各所属術科指導員の指導能力向上を図る。

オ 若手専務員育成制度の効果的運用

【現状と課題】

大規模な世代交代により、採用時教養を修了して間もない若手警察官が専務警察部門に数多く任用される現状を踏まえ、平成23年2月に制定した「新任専務員育成プログラム実施要綱」に基づき、新任専務員の早期戦力化を図っている。

同プログラムでは、警察署の各部門に新しく任用された専務員（教養対象者）に対し、直属の上司等（教養担当者）が平素の実務を通じてマンツーマン方式で実務指導しているところであるが、同プログラムを効果的に運用するためには、教養担当者の指導力の向上を図るとともに、同プログラムの実施状況を検証する必要がある。

【推進方針】

教養担当者の指導力の向上を図るためコーチング研修会を開催するとともに、同プログラムの実施状況及び教養効果を検証するため、教養対象者を警察本部等へ招致しての検討会を開催する。

カ 特殊事件の捜査技術向上に向けた実戦的訓練の反復実施

【現状と課題】

平成19年に亀山市における女子中学生被害の身代金目的誘拐事件、平成20年に北牟婁郡紀北町における女子高校生被害の身代金目的誘拐事件、平成21年に四日市市における持凶器の人質立てこもり事件がそれぞれ発生した。

これら特殊事件に対しては、捜査幹部の迅速・的確な指揮の下、組織の総合力を発揮して対処する必要がある、平素から有事即応体制の確立に努めるとともに、適切な対応要領の習得を図るため、計画的に各種教養、訓練を実施している。

なお、特殊事件は、現在進行形で事件が推移するため、迅速・的確な捜査指揮と高度な捜査技術が求められる。

【推進方針】

計画的な各種教養を推進するとともに、実戦に即した訓練を反復実施することにより、捜査幹部及び捜査員の捜査技術・能力の向上を図る。

(3) 人事交流の推進

広い視野に立った人材養成、職務執行力の強化及び関係機関との緊密な連携という観点から、人事交流、各種研修等を引き続き実施する。

ア 警察庁、都道府県警察等との人事交流の推進

【現状と課題】

警察事象の広域化、複雑化、高度化等に対応するため、警察官の実務能力の向上、都道府県警察間連携の一層の緊密化等を目的として、警察庁、他の都道府県警察等との人事交流（出向又は派遣）を実施している。

人事交流は、広い視野に立った人材の養成という観点から有意義であるが、他方で、本県警察からの一方的な出向又は派遣という形態が大半であるため、推進に当たっては、出向又は派遣により、人事管理上、問題となる点がないかを見極めて対応することが必要となる。

【推進方針】

優秀な人材の確保、適正な昇任管理に支障を来すことのないよう、十分な検討を行いながら人事交流を推進するが、退職者数の減少期が到来するまでの間は、特に慎重に対応する。

また、本県警察からの一方的な出向又は派遣のみを推進することは、本県警察における人的基盤の低下を招くおそれがあるため、同規模県警察相互における人事交流（受入れ）についても検討を行う。

イ 職務質問技能指導制度に基づく短期派遣研修等の実施

【現状と課題】

地域警察官の職務執行力の強化の一環として、全国警察において職務質問技能

指導及び通信指令技能指導体制の整備が進んでおり、今後の治安情勢の変化に的確に対応するためには、卓越した技能を持つ指導者又は充実した指導体制を有する先進都道府県のノウハウを参考に、更なる技能向上を図る必要がある。

【推進方針】

各種技能指導者の更なるレベルアップを図り、意欲と指導力に優れた人材を確保し、本県警察における技能指導体制の充実・強化を図るため、警察庁主催の全国規模専科、短期派遣研修等に積極的に参画するほか、各種業務において高い実績を挙げている同規模県への研修等を実施する。

ウ 検察庁研修の実施及び勉強会の開催

【現状と課題】

社会情勢の変化等により、県民に不安を与える特異な事件や新たな犯罪の発生が後を絶たない。

一方、捜査の現場を取り巻く環境は、新たな捜査手法の開発や導入、科学技術の進歩などによって、専門化・高度化している。

さらに、裁判員裁判に代表される新たな刑事司法制度が施行となり、刑事裁判における犯罪立証の方法等も大きな変化を遂げている。

このような状況の下、警察は、捜査の自主性及び主体性を確保しつつ、検察官との連携をより一層緊密にして、公判審理を念頭に置いた適正な捜査活動の推進に努めるため、検察庁との人的交流を伴う各種研修及び適宜の勉強会を開催しているが、より効果的な取組が必要である。

《人的交流を伴った研修》

- 警察から検察庁への派遣研修
 - ・ 幹部警察官検察実務研修（研修期間 2 週間）
生活安全・刑事・交通・警備部門の警部が対象
 - ・ 司法警察職員（刑事・生活安全・警備）実務教養訓練
（研修期間 1 週間）
生活安全・刑事・警備部門の警部補及び巡査部長が対象
 - ・ 司法警察職員（交通）実務教養訓練（研修期間 1 週間）
交通部門の警部補、巡査部長が対象
- 検察庁から警察への派遣研修
 - ・ 三重県警察管内警察署における検察官研修（研修期間 1 週間）
実務経験約 3 年の検察官が対象

【推進方針】

警察・検察の連携を実効のあるものとするため、人的交流を伴う相互研修や勉強会の開催を推進する。

また、現在、津地方検察庁のみで開催している研修会を検察庁各支部単位でも開催していく方向で検討していることから、各支部単位での研修会への参加者数の拡大を図っていく。

検察庁での派遣研修を修了した者を対象とした勉強会が検察庁で行われているが、当該勉強会への参加を促し、派遣研修がより効果的となる措置を講じていく。

(4) 士気高揚のための適正な評価・処遇等

ア 職員の勤務成績を踏まえた給与処遇への反映

個々の能力や実績等を的確に把握して、メリハリのある給与処遇を実現し、業務遂行意欲を向上させ、活力を生む組織運営を図る。

【現状と課題】

職員の給料は、職員の区分により、昇給日前1年間の評定期間の勤務成績に応じ昇給を決定している。また、勤勉手当についても、職員の区分により、年2回の定められた評定期間により、勤務成績の上位の者から順に評定結果を成績率に反映している。

例年、春の定期人事異動により、新たに職員の給与処遇を担当することとなった幹部職員は、速やかにこの給与処遇を理解しておく必要がある。

【推進方針】

職員の勤務成績を踏まえた給与処遇を反映するため、警務部警務課において、

- ・ 各所属の幹部職員等に対する給与業務指導
- ・ 各所属の給与担当者に対する教養資料の配布
- ・ 各所属の給与担当者を対象とした研修会の開催

等を実施する。

こうした施策を通じて、幹部職員、給与担当者等が、

- ・ 公平かつ公正な評価を実施するために必要な評定者の評定能力向上が不可欠であること。
- ・ 勤務成績に基づく実績反映は、職員の士気高揚に資する重要な役割を果たすこと

を認識することとなり、客観的かつ公平な実績評価が、給与処遇に適正かつ確実に反映されるような取組を図る。

イ ライフサイクルプラン作成の支援と生活相談の利用促進

職員の健康で充実した生活の実現を図るには、在職中はもとより退職後の生活も視野に入れたライフサイクルプラン（生涯生活設計）を若い時代から策定することが重要であり、体系的な生涯生活設計に関する助言及び指導等の支援を実施する。

また、社会情勢の目まぐるしい変化に伴い、職員を取り巻く生活環境が一段と厳しさを増す中、職員の日常生活に付随して派生する精神的及び経済的問題その他公私にわたる諸問題について、適切な助言、あっせん等を行い、職務遂行の基盤となる生活の安定及び向上並びに福祉の増進を図る。

【現状と課題】

ライフサイクルプラン相談業務については、三重県警察ライフプラン相談員を設置して、警察本部ライフプラン相談室における面接や電話による相談とこれを補完するため、主に定年退職予定の職員及び若年層を対象とした巡回ライフサイクルプラン相談を行っている。

また、年齢別（35歳・45歳・55歳）の職員、定年退職予定者及び勸奨退職予定者を対象（セミナー未受講者とその配偶者等を含む。）としたセミナーを開催している。

生活相談に関しては、各所属の次長、副隊長、副所長、副校長及び副署長を生活相談員に指定している。さらに、複雑な社会情勢を反映して部内の相談体制では十分にその目的の達成が困難なことや、職務上の悩み事などに関する助言の必要性から、三重県警察カウンセラーを委嘱し、各所属に三重県警察カウンセラーを派遣して、青年警察職員を中心としたグループカウンセリングや、警察学校における教養などを実施して生活相談体制のより一層の充実を図っている。

引き続き、諸施策により生活相談を充実させていく必要がある。

【推進方針】

ライフサイクルプラン相談業務については、少子高齢化の進展及び不透明な経済情勢など、職員の生活を取り巻く環境がますます厳しさを増している中、退職後のライフステージを的確に見据えたライフサイクルプランの作成支援のため、職務の特殊性に即した共済制度及び職域内制度保険並びに警察共済年金制度について周知徹底した上で、職員が安心して職務に専念できるよう、創意工夫を凝らした支援に取り組む。

生活相談に関しては、職員の公私にわたる悩みやストレスが増加している現状を踏まえ、組織的な援助が重要であることから、「三重県警察職員生活相談要綱」の周知徹底と各所属の生活相談員及び三重県警察カウンセラーのより効果的な運用を図る。また、職員の日常生活に密接に関わる諸問題のうち、次の専門的な相談業務についてアドバイスが必要と認められる場合にあっては、三重県警察職員互助会との連携を図りながら対応していく。

- ・ 弁護士による法律相談
- ・ 税理士による税務相談
- ・ 介護士による介護相談

ウ 病気休暇及び病気休職に係る通算制度の運用

【現状と課題】

行政改革や厳しい財政状況の中で、地方警察官の増員等治安維持に資する人的基盤の整備が講じられていることに鑑みると、一人一人の警察職員がその持てる能力を最大限に発揮し、目に見える形でその効果を示す必要があるところ、近年、病気休暇等を取得する職員が依然として多く、また、病気休職を取得する職員は年々増加している。

病気休暇又は病気休職を繰り返すことは、職員本人の療養にとって、決して好ましくないケースもあり、また、職務執行等に支障が生ずることもあるため、復帰（復職）後、1年を経過することなく再び14日以上療養を要することとなった場合は、復帰（復職）前に取得した病気休暇、病気休職の期間を通算することとされた（平成22年4月1日運用開始）ところであり、引き続き、当該取扱いについて浸透を図る必要がある。

【推進方針】

本県警察においては、これまで休暇の取得を悪用するような事案は見当たらないが、その警鐘とする意味合いからも通算制度の周知を図るとともに、健康管理

対策を推進する。

また、職員の士気高揚の観点からも、適正かつ公正な分限処分の取扱いを行う。

エ 大量退職期における適正な昇任管理

【現状と課題】

真に上位階級にふさわしい能力を有し、責任を担うことのできる職員を昇任させることは、組織管理の要諦である。

大量退職期を迎え、各級の昇任可能枠が増加しているところ、執行力の確保と士気高揚のため、また、精強な第一線警察を構築していく上で、昇任管理は重要な要素の一つとなっている。

【推進方針】

階級別定員の充足のみに重点を置いて警察官の階級構成を維持することは、適正な昇任管理に支障を来すおそれがある。

そのため、組織の円滑な運営に必要な体制の確保に留意しつつ、再任用制度の一層の活用、人事交流の縮小に伴う職員の採用等により、昇任可能枠の急激な増加を抑制するなど、各階級における弾力的かつ適正な昇任管理を行う。

オ 適時適切な表彰の実施

表彰には、警察庁長官、中部管区警察局長及び警察本部長が行う表彰のほか、知事、警察官友の会、産経新聞社等の警察部外者の行う表彰があり、本部長表彰に至らない功労に対しても、本部長以外の所属長が行う賞揚として実施している。

現行表彰制度が定着している現状を踏まえ、今後についても現行制度による表彰及び賞揚を厳正かつ公平に実施し、職員の士気の高揚と適正な業務の推進が図られることを目途に、適時・適切な表彰を実施していく。

カ 訟務事案への的確な対応

訟務事案（争訟事件）を早期に解決することは、警察に対する県民の信頼を高めるとともに、職員の士気高揚と各種警察行政の円滑な遂行につながることを十分に認識し、的確に対応していく。

【現状と課題】

警察における争訟事件には、行政不服申立事件、行政訴訟事件、人権侵犯事件、告訴・告発事件、国家賠償事件及び民事事件があるが、その多くは行政訴訟事件、国家賠償事件等相手の提訴によって裁判所等の他機関に係属した事案に対するものである。これらは、主に事後に対応するものであることから、事実調査及び証拠収集も遅れがちであり、また、犯罪捜査のような強制力はなく、情報収集等が困難な業務である。

《係属事件》

平成21年中	行政訴訟事件 6 件、国家賠償事件 7 件
平成22年中	行政訴訟事件 4 件、国家賠償事件 5 件
平成23年 6 月末現在	行政訴訟事件 3 件、国家賠償事件 4 件

【推進方針】

警察活動に伴う争訟事件遂行には、訴訟技術、法廷での対応要領、訴訟関係文

書の作成等に専門的知識と経験を要し、警察職員のみでの対応では十分な訴訟活動が難しいことから、高度の訴訟技術を有する弁護士を訴訟代理人として依頼し、事件主管課と連携を密にし、適正に対応していく。

(5) 優秀な人材の確保

警察官の採用者数は、退職者の増加及び地方警察官の増員により平成14年度以降毎年100人を超えており、当分の間、このような状況が継続するというかつてない事態が予想される。

こうした中において、精強な組織を構築していくためには、真に警察官たるにふさわしい能力と適性を有する優秀な人材を確保するほか、年齢構成の平準化及び執行力の維持・強化を図るため、再任用制度を活用する。

ア 積極的な採用募集活動の推進

【現状と課題】

十分な受験者数を確保するため、ポスター、パンフレット等の作成・配布や地元マスメディアを活用した広報活動のほか、県内外の大学、高等学校等を訪問し、就職担当者の理解を得て採用募集活動を推進している。

また、警察本部や警察署での就職説明会の開催はもとより、県、大学が主催する就職説明会や民間企業が主催する合同就職セミナーへの参加など受験者の拡大に向けた取組を行っている。

大量退職等に伴い採用枠が拡大し、他方で就職適齢人口及び受験者数が減少する中、採用競争倍率を向上させ、優秀な人材を確保するためには、従来からの採用募集活動のみならず、社会情勢や受験者のニーズを的確に把握し、それらに対応した採用募集活動を展開する必要がある。

《過去3年間の採用試験の状況》

	採用試験合格者数	採用競争倍率
平成20年度	144名	4.2倍
平成21年度	171名	4.1倍
平成22年度	152名	6.5倍

※ 特別枠（語学区分及び武道区分）合格者を除く。

【推進方針】

インターネットでの採用試験申込みが大半を占める現状を踏まえ、従来の採用募集活動に加え、就職情報ウェブサイトの活用、警察本部の採用案内に係るホームページを充実させるなど、インターネットを中心とした多角的な採用募集活動を推進し、更なる受験者の拡大を図る。

イ 資質を重視した採用の推進

【現状と課題】

真に警察官たるにふさわしい者を採用するため、第一次試験の合格者数の拡大、人物試験の配点比率の拡大、体力試験の導入等の見直しを図っており、今後も資質を重視した採用のために必要な施策を講ずる必要がある。

【推進方針】

真に警察官たるにふさわしい優秀な人材を確保するため、積極的な採用募集活

動はもとより、必要に応じて、警察官としての能力及び適性の多角的な判定に係る制度の見直しを検討するなど、人物重視の採用試験の精度を向上させる取組を推進する。

ウ 専門的知識、技能等を有する者の採用の推進

【現状と課題】

平成17年度からは一般職員の再任用を、また、平成20年度からは警察官の再任用を行っている。

今後も、退職者数、新規採用者数等を考慮し、必要に応じて技能伝承や指導を行うポストに再任用職員を登用するなど、ベテランの能力、経験等を一層有効に活用する必要がある。

《過去3年間の再任用の状況》

	警察官	一般職員
平成21年度	11 (1)	4 (0)
平成22年度	20 (2)	6 (0)
平成23年度	21 (2)	7 (0)

※ () 内はフルタイム職員を内数で示す。

平成11年度（平成12年度採用）から、警察官採用候補者試験における特別枠として、語学区分及び武道区分の試験を実施している。

また、航空操縦士、航空整備士、鑑識技師、自動車検査員、航海士、機関士、機械技師等の職種については、必要に応じ採用選考を実施している。

いずれの採用も、警察職員としての適格性と専門性の両方を兼ね備えた人材の確保が必要となるため、あらゆる媒体の活用等により、受験者数の拡大を図り、その中から真に適格性を有する質の高い人材を確保する必要がある。

《過去3年間の採用の状況》

	語学	武道
平成21年度	スペイン語1人	柔道2人・剣道2人
平成22年度	採用なし	剣道1人
平成23年度	英語2人	柔道3人・剣道2人

【推進方針】

警察官等の量的確保を新規採用のみに頼ることなく、再任用制度の積極的活用のほか、高度な専門的知識・技能を有する者の中途採用・特別採用の有効な活用にも配意し、広い人材供給源から質の高い人材を確保できるよう更なる取組を推進する。

(6) 組織的な健康管理対策の推進

健康管理対策は、職員本人はもとよりその家族のための重要な福利厚生施策であるとともに、人的基盤の整備という観点から治安対策の一翼を担うものであることを再認識し、組織的な健康管理対策を積極的に推進する必要がある。

ア こころの健康づくりや生活習慣病対策の推進

こころの健康に不調を来した職員の早期把握と適切な対応に努めるとともに生活

習慣病予防対策を推進するため、個々の職員の意識改革や日常生活における具体的な注意事項の周知徹底を図る。

【現状と課題】

こころの健康を害して長期休業する職員は増加傾向にあり、それに伴う休業日数も増加するなど、療養期間は長期化傾向にある。

さらに、平成21年度の健康管理指導区分指定者が前年度より増加しており、糖尿病を始めとする生活習慣病を有する職員は、全体の約8割を占めている状況にあり、これら憂慮すべき状況を打開し、警察力の低下を防止するためには、こころの健康づくりを始めとする健康管理対策を積極的に推進する必要がある。

【推進方針】

職員の健康の保持・増進を図るため、健康管理施策として策定した推進計画「ヘルスアップ・21」（平成22年度計画）に基づき、各種施策を推進するとともに、警察共済組合三重県支部及び三重県警察職員互助会の事業と連携して、保健福祉のための各種施策を展開し、きめ細かな健康管理対策を組織的に推進する。

特に、こころの健康問題や生活習慣病から長期休業となる職員が増加していることに鑑み、こころの健康に不調を来した職員の早期把握のための環境改善に努め、適切な対応を行うとともに、こころの健康を害して長期休業する職員に対しては、職場復帰支援制度を始めとするきめ細かな支援を実施し、円滑な職場復帰と疾病の再発防止に積極的に取り組む。

また、生活習慣病の予防を図るため職員一人一人の意識の醸成を図るとともに、二次検診等の事後措置を確実に実施するなど、組織的管理を徹底する。

《「ヘルスアップ・21」の重点目標》

[平成22年度計画]

- ① 「ヘルスアップ・21」の啓発
- ② メタボリックシンドローム対策等の推進
- ③ こころの健康づくり施策の推進
- ④ 過重労働による健康障害防止対策の推進
- ⑤ 受動喫煙防止対策の推進
- ⑥ 健康管理体制の活性化

[平成23年度計画]

- ① 「ヘルスアップ・21」の啓発
- ② メタボリックシンドローム対策等の推進
- ③ 検診及び事後指導措置の体制強化
- ④ メンタルヘルス対策の推進
- ⑤ 過重労働による健康障害防止対策の推進
- ⑥ 受動喫煙防止対策の推進
- ⑦ 健康管理体制の活性化

イ 過重勤務による健康障害防止対策の推進

過重勤務は、脳・心臓疾患の発症との関連性が強いほか、そのストレスによるこ

ころの健康への影響が指摘されており、これらの健康障害を防止するため、職員の業務実態を組織的に把握し、その勤務管理の徹底に努める。

【現状と課題】

平成21年度中の1か月当たり100時間を超える長時間勤務者及び2か月以上長時間勤務した職員は、ともに前年を上回っている状況にある。

平成22年度からは、1か月当たり80時間を超える場合を長時間勤務として把握することとしており、対象職員の増加が見込まれることから、長時間勤務者に対する対応や指導を的確に実施するとともに、職員の意識改革や職場環境の整備・改善を図る必要がある。

【推進方針】

過重労働の実態を確実に把握するとともに、関係部署等が緊密に連携して、長時間勤務者に対して、労働安全衛生法に基づく医師の面接指導を的確に実施するなど、過重労働による職員の健康障害を防止するための諸対策を積極的に推進する。

また、警察本部及び警察署の各所属に対する産業カウンセラーによる巡回指導を実施して、長時間労働の実態把握と当該職員に対する指導及び所属幹部に対する指導を行うとともに、過重労働の改善と面接指導の確保に向けた職場環境の整備を促進する。

さらに、自殺と長時間勤務との関連も指摘されていることから、面接指導の際には、職場のストレスが関与するところの病気の発症を予防するため、こころの健康面にも十分に配慮した対応や指導を実施する。

2 物的基盤の強化

警察活動の拠点となる警察署及び交番・駐在所はもとより、車両、通信機器等の警察活動を支える物的基盤について、変化する犯罪情勢に的確に対応するよう、県民及び第一線警察のニーズを踏まえた整備や改善に努めていく。

(1) 治安関係施設等の整備

警察署等の治安関係施設等は、警察活動の基盤であり、また県民の「安全・安心」のよりどころであることから、社会情勢や警察事象の変化に対応した施設の整備を計画的に実施する。

ア 計画的な警察署等建て替え整備の推進

警察署及び交番・駐在所は、全ての警察活動の拠点として犯罪の予防及び検挙活動のみならず、各種行政手続の場として24時間幅広く県民に利用されている。

また、東海・東南海・南海地震の発生による甚大な被害発生が危惧されている中、治安活動のみならず、防災活動の拠点としての機能の充実も強く求められていることから、施設の老朽化・狭隘化^{きょうあい}、警察事象の発生状況や利用者の利便性を考慮し、計画的に整備する。

【現状と課題】

県内全警察署の中で、昭和56年の改正建築基準法施行前に建設した警察署については、平成15年度から平成19年度の5か年計画で耐震補強工事を実施したものの、平成22年度末現在、築後30年以上経過している警察署が、7警察署（全体の約39%）存在する。

また、平成22年4月現在、県内の交番（58か所）・駐在所（145か所）の合計203か所のうち、62か所（30.5%）が耐用年数を経過している。

《警察署整備》

- ・ 平成21年度完成 松阪警察署・津南警察署
- ・ 平成22年度完成 鳥羽警察署

《平成23年4月現在の交番・駐在所の状況》

- ・ 交番（58か所）・駐在所（143か所）の計201か所の61か所（30.3%）が耐用年数を経過

【推進方針】

築後30年以上経過し、又は耐用年数を経過している施設は、老朽化・狭あい化が著しく、県民の利便性を欠くなど、警察施設に求められる機能に乏しいことから、事件事故の発生状況、管轄人口、交通流の増加など、地域情勢の変化を十分考慮し、治安・防災活動拠点、更には生活安全センターとしての立地及び機能を総合的に勘案しつつ計画的な整備を推進していく。

イ 警察職員宿舎の計画的な整備

事件・事故等突発事象の発生時における即応体制を確保するため、警察職員宿舎は、警察活動基盤の根幹と位置付けられるものであることから、計画的な整備を推進する。

【現状と課題】

職員宿舎は、平成22年4月現在、74棟(985戸)を有している。

その中で、築後30年以上経過している宿舎が29棟(287戸)あり、経年による老朽化が著しく、また、昭和56年の改正建築基準法施行前に建設した宿舎31棟(307戸)については、耐震性も課題となっている。

これに加え、職員の大量退職に伴う新規採用職員の増加等もあり、職員宿舎の計画的な再編整備を推進していく必要がある。

《平成19年度から平成20年度の整備宿舎》

- ・ 津南・松阪・尾鷲警察署職員宿舎

【推進方針】

平成19年度を初年度とする「宿舎整備5か年整備計画」(平成23年1月から「警察職員宿舎整備基本方針」に移行)に基づき、既存宿舎の老朽化、耐震性及び住環境並びに地勢環境を考慮するとともに、用地事情や隣接警察署の宿舎事情を考慮した共同宿舎の導入、建設工法の工夫によるコスト削減、共済組合の不動産投資の活用等を図り、整備の推進に努めるほか、「耐震改修工事や修繕等(リフォーム)による延命措置」を推進していく。

《平成22年度から平成23年度の整備予定宿舎》

- ・ 鳥羽警察署職員宿舎(単・独身用24戸)の建替整備

(2) 現場執行力の強化に向けた装備資機材等の開発及び整備

長引く経済不況など社会の変化に伴う新たな不安感が広まる中、県民に不安を与える重要・凶悪犯罪や時代の変化に伴い変質する犯罪が相次いで発生しているほか、高齢者等が犠牲となる交通死亡事故も後を絶たないなど、警察を取り巻く情勢は極めて厳しい状況にある。こうした情勢に的確に対処するため、警察活動の物的基盤の根幹を成す警察車両及び現場対応装備資機材の整備充実を図る。

ア 最前線車両の整備と機能の高度化

【現状と課題】

街頭犯罪の抑止を目的としたパトロール、現場対応、被疑者の追跡、内偵捜査等、車両の使用頻度が高まる中、増強整備はもとより耐用年数に応じた更新整備が計画的に進んでおらず、耐用年数を超過した車両を応急的措置として延伸再配置しており、特に最前線車両の老朽化が著しい状況にあり、更新整備を推進していく必要がある。

《耐用年数を超過した最前線車両の保有率(平成22年4月1日現在)》

- ・ 捜査用車両 ～ 約20%(うち県有約35%)
- ・ 交通取締用四輪車 ～ 約60%(うち県有約95%)
- ・ 白バイ ～ 約65%(うち県有約80%)
- ・ 小型警ら車 ～ 約40%(うち県有約50%)

【推進方針】

警察活動の基盤となる最前線車両の老朽化等を解消するため、計画的に更新及び増強整備を推進するほか、特に現場対応や広域的な捜査等に従事する車両の機

能向上を図るため、これら車両へのカーナビゲーションシステム、ビデオ、ドライブレコーダ等の捜査支援資機材の拡充整備を推進する。

また、初動対応用四輪駆動車や捜査用軽四輪自動車の増強整備及び環境に配慮した車両の整備を検討していく。

イ 現場対応装備資機材の整備

【現状と課題】

現場対応警察官用に銃器及び刃物等使用事案対応装備資機材を整備しているところであるが、経年劣化分の更新及び増強整備が計画的に進んでいない状況にあることから、特に多様化・凶悪化する犯罪に対応する装備資機材の不足数を計画的に整備していく必要がある。

《平成21年度から整備を推進中の現場対応装備資機材》

- ・ 防弾帽、衝撃緩衝用帽子
- ・ 防弾楯、透明防護楯、伸縮式警丈 等

【推進方針】

精強な職務執行に資するため、現有装備資機材の更なる有効活用を図るほか、本部執行隊、警察署自動車警ら班、交番・駐在所等に平成21年度から整備している現場対応装備資機材等の整備を計画的に推進する。

また、平成19年度から整備を開始した新型警棒及び標準仕様の耐刃防護衣については、対象警察官への整備を計画的に推進し、平成24年度をめどに完了する。

ウ 現場の声を活かした装備資機材の開発及び実用化

【現状と課題】

装備資機材の開発・改善に関し、各所属に対して調査等を実施しているほか、イントラネットを利用した「装備関係御意見箱」により、現場の声を把握している。

また、毎年、発表会を開催して、装備資機材の開発・改善に関するアイデアを募集するとともに、優秀作品等については、実用化を図っているところである。

今後、現場活動を的確かつ効果的に推進するため、警察装備の開発・改善に関する意識付けを徹底し、現場の声を幅広く把握した上で、より現場の要望に沿った装備資機材の開発と整備を推進する必要がある。

【推進方針】

現場の意見をより多く把握するために整備した「装備関係御意見箱」及び発表会の更なる活性化を図り、現場活動に直結した装備資機材の開発・改善を推進し、現場補完効果の高い装備資機材の整備を図る。

また、県内発表会のみならず、全国規模の視野に立ち、真に必要と認められる装備資機材の実用化を図る。

(3) 警察の情報通信システムの整備

ア 利用者ニーズに基づく実効ある情報システムの構築

第一線警察活動の強化に向け、真に実効ある情報システムに関する開発要望を的確に把握し、現場のニーズを反映した情報システムの計画的な開発に取り組み、警

察活動の支援を積極的に推進する。

【現状と課題】

利用者ニーズに応じた情報システムの開発に向け、開発を担当する人材の育成が喫緊の課題であり、平成22年4月から警察庁情報管理課へ職員1人を派遣しているほか、警察庁情報通信学校への入校、メーカー講習等への参加等、人材育成を積極的に推進している。

《人材育成のための施策》

- ・ 警察庁情報通信局情報管理課へ派遣（1人・平成22年度）
- ・ 警察大学校附属警察情報通信学校へ入校（2人・平成22年度）
- ・ メーカー講習受講（延べ3人・平成22年度）

平成21年に実施した業務の合理化・効率化を目的とした情報システムの開発要望調査に基づき、業務のシステム化を開発・運用の効率化の観点からクライアント・サーバ方式で開発を行った。引き続き、業務の合理化等のためのシステム開発を推進していく必要がある。

- ・ 平成21年度 ～ 6件（5所属）
- ・ 平成22年度 ～ 9件（9所属） ※ 開発中も含む。

【推進方針】

これまで、警察情報管理システムの開発及び運用の基盤であった汎用コンピュータを使用したシステムから、利用者のニーズに即応できるクライアント・サーバシステムへと移行し、統一した開発・運用環境の下での情報システムの構築を図る。既存の汎用コンピュータ6業務のうち、平成22年度中に2業務をクライアント・サーバシステムへ移行する。

今後、残る4業務についても順次移行を図っていく。

- ・ 平成22年度 ～ 2業務の移行

イ 情報システムの利用者に対する実践的な教養の推進

現代社会における情報通信技術は、日々急激な進歩と発展を遂げており、警察を取り巻く社会環境も大きく変化し、情報通信分野の知識や技能なくしては、業務遂行に支障を及ぼしかねない現状にある。こうした現状に的確に対応するため、職員に対する情報管理システムやコンピューターセキュリティ等に関する知識、端末装置の操作技術など効果的な教養を推進する。

【現状と課題】

情報管理の指導者育成を目指し、年1回、情報管理専科を実施しているほか、毎年、情報処理に関する知識の普及及び技能の向上を目的とした初級及び中級検定を実施している。

特に、初級検定では、新規採用となった全職員を対象に実施することで、基本的な知識及び技能の底上げを図っており、こうした取組を継続していくとともに、教養方法について検討していく必要がある。

【推進方針】

情報管理専科教養については、社会情勢及び利用者ニーズを常に把握しながら、

これを敏感に取り入れた授業カリキュラムを編成するなどにより、適正な情報管理の徹底を図るとともに、業務に役立つ実践的な教養を推進する。

また、各所属の情報化リーダーを対象とした研修会やイントラネット上のホームページを効果的に活用した教養を推進する。

ウ 地域警察デジタル無線システムの整備

迅速・的確な初動警察を支える情報通信機能の強化を推進するために、現在の署活系無線システムを更新し、GPS機能、データ通信機能等を付加した地域警察デジタル無線システムを整備する。

【現状と課題】

平成23年度、地域警察デジタル無線システムを導入することにより

- ・ 画像等データ情報による的確な事態把握
- ・ 軽量化による機動性の向上
- ・ 活動警察官に対する的確な指令
- ・ 使用エリアの拡大

等が可能となるため、同システムの各種機能を効果的に活用するほか、新指令システムとの連動等により、更なる事案対応能力の強化を図る必要がある。

【推進方針】

平成23年度導入される地域警察デジタル無線システムの各種機能を効果的に活用するため、実機を用いた教養、訓練を実施するほか、情報通信システムと接続することにより照会業務等の付加機能を拡張させることが可能であることから、関係所属と連携しシステム改修費用等の予算措置を図っていく方針である。

エ 機動警察通信隊との効果的な連携

指令室、事案担当課等での状況把握や初動指揮に資するため、中部管区警察局三重県情報通信部機動警察通信隊（以下「機動警察通信隊」という。）が、110番通報に係る無線指令や事案担当課等からの要請を端緒として出動し、モバイル型映像伝送装置を活用した現場映像送信や警察無線が届かない雑居ビル、地下街、トンネル内等での不感地帯対策を行う初動警察通信活動と連携していく。

【現状と課題】

平成22年6月より活動を開始したが、証拠資料の収集及び保全のための撮影要領等の技能向上を図り、ヘリコプター・テレビシステムとの運用上の使い分けについて明確にするとともに、映像の活用が必要となる事態に備えて当該映像を指令室において円滑に受信・表示・送信できるよう訓練する必要がある。

【推進方針】

機動警察通信隊との連携を強化するとともに各所属において教養を実施し、運用方法や要領について周知させる。

また、県内全域まで活動範囲を広げ、特に山間部等の不感地帯で発生した映像の活用が必要となる事態に迅速かつ的確に対応できるように機動警察力を運用して積極的な活動を推進する。

オ 通信指令システムの強化（再掲）

110番通報や現場から収集した情報を効果的に活用するには、指令システムの充実が極めて有効である。音声のみの無線では正確に伝えることができない地図、写真、110番受理内容等の情報を一元的に把握・管理し、各種事件・事故等に迅速かつ的確に対応するため、最先端のIT技術を駆使した新通信指令システムを整備する。

《指令システムの概要》

位置情報通知システム、カーロケータシステム、警察署端末システム、緊急配備支援システム、大型表示システム、地図情報システム

【現状と課題】

現行の指令システムは、平成16年4月1日から運用を開始しているが、IT機器の耐用年数は短く、通年24時間連続稼働していることから、機器経年劣化によるシステム障害が年々増加している。

また、昨今の犯罪情勢に的確に対応するため、最新の機能を備えた新指令システムの各種機能を最大限に活用し、初動警察における事案対応能力の更なる強化を図る必要がある。

【推進方策】

災害危険箇所、冠水危険箇所等のデータを更に充実させて有事に備えるとともに、警察職員から受けた要望意見を新指令システムに反映させ、更なる高機能方策を図る。

カ ヘリテレシステムの効果的な運用

ヘリコプター・テレビシステム（以下「ヘリテレシステム」という。）の老朽化に伴う機能低下の解消とデジタル化に向けた高度化を図るため、ヘリコプターに設置する機上設備、映像受信のための制御装置及び中継所等の地上設備の更新整備を計画的に推進し、突発重大事件・事故、大規模災害等発生時における、迅速かつ的確な指揮・指令による効果的な初動警察活動を推進する。

【現状と課題】

本県のヘリテレシステムは、平成4年度から平成10年度まで、段階的に整備を行ったもので、県内全域をカバーできる全国でも数少ない充実した設備となっているが、経年による機器の劣化が著しい状況にあり、更新整備が必要である。

- ・ 機上設備 2機 ～ 平成4年度整備 1機
平成22年度更新整備（デジタル化） 1機
- ・ 本部操作制御装置（県庁映像伝送含む。） 1式
～平成4年度及び平成5年度整備
- ・ 無線中継所 4か所 ～平成8年度から平成10年度
- ・ 可搬設備 1式 ～平成5年度整備

【推進方針】

平成23年度において、本部操作制御装置（県庁映像伝送を含む。）及び中継所1か所（伊賀市奥馬野地内）の更新整備（デジタル化）が決定しており、今後、その他設備の早期改修に向けた計画的な整備を推進する。

《平成24年度以降のヘリテレシステムの更新整備（デジタル化）の方針》

- ・ 機上設備 1機
- ・ 中継所3カ所（度会郡大紀町地内、尾鷲市九鬼町地内、熊野市金山町地内）
- ・ 可搬設備 1式

3 変化する社会情勢への対応

変化していく犯罪情勢や社会情勢に的確に対処していくため、警察活動の基盤となる効率的な組織の構築や捜査手法等について、不断の検証を行うとともに、有効な対策を講じていく。

(1) 新たな警察事象等に対応可能な組織の構築と運営

複雑に変化する犯罪情勢を始めとする新たな警察事象はもとより、司法制度改革及び県民の新たなニーズに的確に対応していくため、警察の活動基盤となる効率的な組織の構築（改編）を推進していくとともに、その効果的な運用を図る。

また、次代に対応可能な効果的かつ効率的な組織運営を図るための大綱方針を策定し、不断の検証を行うとともに、必要な調査研究を推進する。

ア 時代のニーズに即応可能な組織の構築

新たな時代のニーズに即応可能な組織の構築を図るため、毎春、組織改編を実施しているところであるが、実態を踏まえた一層効果的な活動基盤となる組織を構築していく。

【現状と課題】

刑法犯認知件数は、平成14年をピークとして減少傾向にはあるものの、平成初期に比べると依然として高水準で推移している。

また、複雑に変化する犯罪、司法制度改革、県民の新たなニーズ等、県民の安全・安心を一層確保していくため、警察活動は急激に変化している。

さらに、「公務員の削減」という流れの中、早い段階での大規模な地方警察官の増員は期待できない情勢にある。

こうした厳しい情勢の中、次代に対応可能な効果的かつ効率的な組織を構築していく必要がある。

《平成22年度》

- 犯罪抑止対策及び子ども・女性を犯罪から守る対策を推進するための体制確立
 - ・ 生活安全部生活安全企画課に「犯罪抑止対策室」を新設（「地域安全対策室」と「犯罪情報分析・提供室」を統合）
 - ・ 生活安全部生活安全企画課の「子ども・女性安全対策室」に「ストーカー対策室」を統合
 - ・ 生活安全部生活安全企画課「犯罪抑止対策室」及び「子ども・女性安全対策室」にそれぞれ専任室長を配置
- 初動捜査活動、鑑識・検視等の初期的捜査活動の充実を図り、被疑者を早期に検挙するための体制確立
 - ・ 生活安全部通信指令課に「指定指導担当（係）」を新設
 - ・ 繁忙警察署の鑑識体制の強化（四日市南・鈴鹿署）
 - ・ 刑事部捜査第一課に「検視室」を新設、体制強化
- 若手警察官等に対する指導を強化するための体制の確立
 - ・ 本部各部の指導担当を教養課兼務として指導体制を一元化
 - ・ 刑事部刑事企画課に「刑事指導室」及び「現場指導担当（係）」を新設

- 犯罪のグローバル化対策を推進するための体制確立
 - ・ 刑事部国際捜査課に「情報・解明担当（係）」を新設
- 《平成23年度》
- 盗犯捜査を推進するための体制の確立
 - ・ 刑事部捜査第一課に「盗犯捜査室」を新設、体制強化
 - ・ 繁忙警察署の盗犯捜査体制の強化（四日市北・津南署）
- 社会から暴力団を排除するための体制の確立
 - ・ 刑事部組織犯罪対策課暴力団排除係の体制強化
- 一層緻密かつ適正な死体取扱業務推進のための検視体制の確立
 - ・ 刑事部捜査第一課検視室の体制強化
- 特異・重大な交通事故事件の捜査を推進するための体制の確立
 - ・ 交通部高速道路交通警察隊に「交通捜査担当（係）」を新設
 - ・ 交通部交通指導課に「交通特別捜査担当」を新設
- 適正な留置管理業務を推進するための体制の確立
 - ・ 警務部監察課留置管理係の体制強化
 - ・ 警察署の留置管理体制強化

【推進方針】

全国的な犯罪情勢はもとより、県内における複雑に変化していく犯罪情勢及び新たな県民のニーズを的確に把握するため、部長会議、首席参事官等会議、企画調整官会議等を通じて平素における部門間の情報共有を図る。

また、毎年、各所属に対し、組織及び定員の見直しに関する照会を行い、真に必要な組織の構築（改編）を図る。

さらに、平成23年6月に策定した「三重県警察における女性警察官の採用・登用拡大に向けた計画」に基づき、女性警察官の採用・登用拡大を図るとともに、女性職員の能力や特性を生かした組織運営を一層推進していく。

なお、限られた人員での再配置が必要となることから、スクラップ・アンド・ビルドを一層徹底するため、全所属に対し、再配置の前提となる削減計画を義務付けることとする。

イ 効果的かつ効率的な組織運営のための大綱方針に関する調査研究

現在、本県警察が抱える喫緊の課題又は中長期的な視野から対処していく必要のある課題について、部門を越えた関係各課の連携の下に種々の警察活動を推進していく必要があることから、平成22年11月、県警察の中長期的視野から各種施策を体系的に整理した「三重県警察政策大綱」を策定した。

今後とも中長期的な視野から今後の組織運営に必要な施策について不断の調査研究を推進する。

【現状と課題】

本県警察では、効果的かつ効率的な組織運営を図るため、これまで、各種警察活動に係る先進県視察等による調査研究（警察改革推進事業）及び喫緊課題に対する政策開発（政策開発推進事業）を推進してきた。

また、平成22年度から治安対策の一環として、警察幹部による地元大学における講義を実施しているが、今後は、大学教授や大学生との共同研究も視野に入れた大学との連携を推進していく必要がある。

《これまでの警察改革推進事業等の当初予算》

	警察改革推進事業	政策開発推進事業
平成21年度	100万円	230万円
平成22年度	97万円	230万円
平成23年度	92万円	230万円

《警察本部長を始めとする警察幹部による講義》

- ・ 平成22年度 三重中京大学・皇學館大学・三重大学
- ・ 平成23年度 皇學館大学・三重大学

【推進方針】

今後も警察改革推進事業及び政策開発推進事業を推進し、複雑に変化する県内の治安情勢に対処可能な施策の具現化を図っていくこととし、その効果の検証を行うため、関係職員に対し、「還元教養」及び「執務資料」の作成等を義務付ける。

また、部門を越えた関係各課の連携の下に対処していく必要性のある警察事象に的確に対処していくため、「三重県警察政策大綱」を構成する施策を着実に推進していくとともに、不断の見直しを図っていく。

さらに、大学との連携については、更なる連携強化を図るべく、警察幹部による大学における講義枠拡大及び大学教職員及び大学生との治安対策に係る共同研究に向けた諸対策を推進していく。

ウ 治安情勢等を踏まえた交番・駐在所の再編整備

【現状と課題】

平成22年4月現在、県内には交番58か所、駐在所145か所が設置され、地域住民の安全・安心のよりどころとなっているが、地域の都市形成、道路交通網の整備、人口動態等の地域社会の変化に的確に対応し、地域に密着した警察活動を推進していくためには、地域住民のニーズを的確に把握し、これらの問題解決を図る「生活安全センター」としての機能を有する交番等の適正な配置及び施設の充実整備が急務となっている。

※ 平成23年4月現在の県内の交番58か所、駐在所143か所

【推進方針】

地域社会の変化及び治安情勢の変化に対応するため、現在の交番・駐在所の設置状況を検証の上、適正な設置について検討を行うとともに、老朽化が進み、地域住民等の利便性を考慮した相談室や来訪者用トイレ、駐車場等が未整備となっている交番・駐在所を重点に計画的な整備を推進する。

エ 交番相談員の効果的な運用

【現状と課題】

交番相談員の勤務は、一定の時間の範囲内で、曜日を問わず勤務することとしており、例えば、早朝における通学児童の見守り活動や観光地における来訪者に

配慮した休日の勤務等、地域の実態に応じた運用を行っているが、地域の治安情勢の変化に応じ、警察官の街頭活動時間も変化するため、常にこれらの諸情勢を把握・分析し、交番相談員を適切に運用する必要がある。

※ 交番相談員の勤務時間～午前6時30分から午後9時45分の間で運用

【推進方針】

地域の治安情勢、観光地等の特性、交番勤務員の体制等を総合的に勘案し、各交番における利用者及び交番相談員の勤務の実態等について不断の検証を行い、警察官が街頭活動等により不在となりやすい曜日又は時間帯を中心に、地域住民のニーズに応じた交番相談員の適正な勤務配置に努めるとともに、その職務範囲についても必要な見直しを図り、より効果的な運用を図っていく。

(2) 治安情勢の変化に応じた有効な捜査手法等の検討

ア 多角的な証拠の分析に基づく新たな捜査手法の展開

【現状と課題】

微物の採取や分析等の鑑識・鑑定技術が高度化し、より微量・微細な資料の採取及び分析が可能となり、犯罪立証の有力な客観的証拠となり得るようになった。

一方、犯罪の現場やその周辺及び関連した場所で収集され、犯罪や犯人の痕跡を得ることのできる証拠資料等は多様化している。

これらの証拠物件等は、時の経過とともに劣化し、散逸してしまうため、初動警察活動の高度化による客観的証拠等の徹底した収集、個人識別資料の高度化と効果的活用及び犯罪トレーサビリティ（追跡可能性）の拡充を図っていく必要がある。

【推進方針】

犯罪と犯人を結びつける客観的かつ科学的な痕跡が記録された捜査資料を確保するため、関係団体を通じた防犯カメラ等の設置の促進や機能の高度化・標準化を図るとともに、ICカードなど犯罪や犯人の痕跡を得る可能性を有する情報を保有する事業者等に対し、捜査に必要な情報の保存及び押収に関する協力を得るための枠組みの構築を推進する。

また、科学捜査に係る体制の整備並びに鑑識・鑑定資機材及び情報技術解析資機材の整備・高度化を推進し、併せて、画像高度解析技術等の先進的な科学技術の犯罪捜査への活用を一層推進する。

イ 証拠物件等管理システム（仮称）の構築

【現状と課題】

証拠物件は、「証拠物件取扱保管要領の制定について（例規通達・平成11年3月24日）」の規定に基づき、各警察署において簿冊で管理・保管している。

今般の刑事訴訟法の一部改正（平成22年4月27日）によって、人を死亡させた罪（過失致死罪を除く。）の公訴時効が廃止となったことから、各警察署において、相当の長期にわたって保管すべき証拠物件等が増加することが予想され、簿冊管理方式だけでは対応できかねる事態が想定される。

また、昨今の鑑識・鑑定技術の高度化ともあいまって、証拠物件等が多様化及び微量・微細化する傾向にあり、さらに、科学技術の進展によって、これまで鑑

別が不可能であったこれらの証拠物件等から、犯罪や犯人の痕跡を得る識別資料の鑑定及び分析ができる可能性が拡大するものとみられる。

【推進方針】

証拠物件等の散逸、混合、変質等を防止し、相当の長期間にわたって証拠物件等の適正な保管を可能にするため、簿冊管理を補完する証拠物件等の電子データ化及び証拠物件等の一部を警察署長から依託を受けて警察本部で管理するなど、証拠物件等を一元的に管理する「証拠物件等管理システム（仮称）」の構築について検討する。

(3) 司法制度改革等への的確な対応

ア 裁判員裁判への的確な対応

【現状と課題】

新たな刑事司法制度の中核である裁判員が参加する刑事裁判制度が平成21年5月21日に施行された。

裁判員裁判で審理される事件は、例外なく公判前整理手続に付され、この手続において、検察と弁護の双方が主張を明確にし証拠を決定するなどしており、この手続の時点で、裁判の帰趨が決していって過言ではない。

また、裁判員裁判対象事件では、多くの場合、捜査段階から国選弁護人が選任され、弁護活動が活発に行われており、捜査の初期段階から公判を見据え、的確に対応していく必要がある。

《本県における判決言い渡しのあった裁判員裁判状況》

	起訴日	起訴罪名	公判前整理手続回数	起訴事実に関する争点	判決
1	平成21年5月29日	強盗致傷	3回	なし	有罪
2	平成21年8月4日	強盗致傷	4回	あり（一部否認）	有罪
3	平成21年8月21日	強盗致傷等	3回	なし	有罪
4	平成21年9月8日	強盗致傷等	4回	なし	有罪
5	平成21年11月6日	強盗致傷等	6回	なし	有罪
6	平成21年11月6日	強盗致傷等	6回	なし	有罪
7	平成21年12月14日	強盗強姦等	3回	なし	有罪
8	平成22年1月13日	強制わいせつ致傷	3回	なし	有罪
9	平成22年2月5日	強盗致傷	4回	あり（適用駁却）	有罪
10	平成22年2月22日	強盗致傷等	5回	なし	有罪
11	平成22年3月29日	強盗致傷等	5回	あり（適用駁却）	有罪
12	平成22年4月22日	殺人等	4回	なし	有罪
13	平成22年8月11日	強盗致傷幫助	3回	なし	有罪

（平成22年12月末日現在）

【推進方策】

裁判員裁判対象事件の捜査に際しては、警察と検察が緊密に連携し、捜査の初期段階から立証上の問題点を鮮明にするなどして、的確な補充捜査等を行う必要がある。

特に、公判での立証上の問題点が予想されにくい事件については、起訴後も警察と検察の連携を維持して、被告人が新たな主張をした場合に、的確な補充捜査

を行う必要があり、公判前整理手続の進捗状況を確認し、争点及び立証上の問題点を把握して、組織的かつ効果的な公判対応を行う「裁判員裁判対応責任者（仮称）」の設置を推進する。

また、裁判員裁判対応責任者（仮称）と連携し、個別の捜査員に対する補充捜査及び証人出廷のための助言・支援を推進し、裁判員裁判制度、公判前整理手続制度などの新たな刑事司法制度の確実な浸透を図るための取組を整備していく。

イ 取調べ適正化の推進

【現状と課題】

警察による被疑者の取調べについては、その在り方を問われる深刻な無罪判決等が相次ぎ、警察捜査における問題点が厳しく指摘されていることなどを踏まえ、捜査における取調べの一層の適正化を図ることが喫緊の課題となっている。

国家公安委員会は、平成19年11月、警察捜査における取調べの一層の適正化を推進するため、「警察捜査における取調べの適正化について」を決定し、平成20年1月、警察庁は、警察が当面取り組むべき施策として「警察捜査における取調べ適正化指針」（以下「適正化指針」という。）を示した。

こうした情勢の中、県警察として、適正化指針に基づく各種施策を確実に推進していく必要がある。

【推進方針】

適正化指針制定の趣旨を一人一人の捜査員に理解させるため、各種教養の充実に図るとともに、取調べの高度化を一層推進して、取調べにおける任意性の立証を確実なものにしていく。併せて、捜査指揮機能の強化を図るため、「供述吟味官」を置き、被疑者供述と客観的証拠、裏付捜査結果等との関係を精査し、捜査指揮における供述及び証拠の吟味の徹底を図り、取調べの適正化をより一層推進する。

また、平成21年4月に施行された「被疑者取調べ適正化のための監督に関する規則（平成20年国家公安委員会規則第4号）」に基づき、不適正な取調べの未然防止に資することを目的とした、警務部門による取調べに対する監督の強化の徹底を図る。

ウ 適正な留置業務の推進

「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」（平成17年法律第50号）に基づき、捜査業務と留置業務の分離を徹底しつつ、被留置者の人権に配慮した処遇及び施設の改善を行い、適正な留置業務を推進していく。

【現状と課題】

適正な留置業務を推進するため、警務部監察課において、県内各警察署留置施設への巡回指導、留置主任官を対象とした検討会、留置担当官等を対象とした講習、被留置者の適正処遇等に係る関係法令の講義、ロールプレイング方式の実技訓練等の指導教養を実施している。各警察署においても、留置担当官を対象とした各種教養及び訓練を実施している。

引き続き、県警察として指導教養を徹底する必要がある。

また、被留置者の処遇をより一層適正なものとするため、

- ・ 留置保護室
- ・ 運動場の一部への屋根

の整備を進めていく必要がある。

《留置保護室の設置状況～6施設（18施設中）》

- ・ 平成18年度 ～ 四日市南警察署留置施設（新築）
- ・ 平成19年度 ～ 鈴鹿警察署・津警察署・伊勢警察署留置施設
の3施設を兼用室として改修
- ・ 平成21年度 ～ 松阪警察署留置施設（新築）
津南警察署留置施設（新築）

《運動場に屋根が設置されている施設数》

- ・ 7施設（18施設中）

【推進方針】

指導教養については、ロールプレイング方式の実技訓練やゼミ方式の検討会等効果的な教養及び訓練を実施し、警察署が主催する検討会等に対しては、本部担当者を派遣するなど、本部と警察署が連携して、指導教養の各種施策を推進する。

留置保護室については、警察署を新築する際に1室を設置していく。

また、運動場の屋根については、警察署を新築する際に設置していくほか、収容人員数、施設の状況等を踏まえ、順次設置を検討していく。

《施設の整備状況》

留置保護室については、平成23年度に鳥羽警察署を新築した際、設置したことから、現在7施設（18施設中）設置されている。

運動場の屋根については、未設置の11施設に対し、平成22年度内（鳥羽警察署については、新築時）に設置し、現在18施設全てに設置されている。